

## 各界からの提言（抜粋）

日本労働組合総連合会（連合）

< 公共サービス・公務員制度のあり方に関する連合の考え方(2006.1.19) > (抄)

社団法人経済同友会（同友会）

< 開かれた公務員制度の構築を(2005.5.13) > (抄)

社団法人日本経済団体連合会（日本経団連）

< さらなる行政改革の推進に向けて 国家公務員制度改革を中心に (2005.4.19) > (抄)

## 連合

< 公共サービス・公務員制度のあり方に関する連合の考え方(2006.1.19) > (抄)

### 公務員制度のあり方

#### 4. 公務における労使関係の確立と給与・勤務条件決定制度

一般職の公務員について、国際労働基準に適合するように労使関係を確立し、団体交渉を基本とした給与・勤務条件決定の仕組み、および労使協議制による公務の円滑な運営をはかる仕組みを導入する。

これにともない、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられてきた人事院勧告制度および人事委員会勧告制度は廃止する。また、現行の国家公務員法、地方公務員法、人事院規則等全面的に見直すこととする。

以下にその概要を示す。

##### (1) 団結権と団体交渉権の確立

一般職の公務員の給与・勤務条件について、労使の団体交渉によって決定する仕組みを設ける。このため、職員に労働組合を結成する権利を保障し、労働組合に労働協約を締結する権利を保障する。また、不当労働行為制度を設ける。

ア) 一般職の公務員は原則として労働組合を結成することができる。組合員の範囲は原則として労働組合が自由に決定できる。なお、管理的職務に従事する職員の範囲は団体交渉で決定する。

イ) 管理的職務に従事する職員、裁判官、検察官は職員団体を結成できるものとする。

ウ) 監獄に勤務する職員、消防職員にも労働組合を結成する権利を保障する。

エ) 自衛隊員、警察官、並びに海上保安庁に勤務する職員については、当面、現行法を適用し、長期的課題として検討とする。

当局においては、団体交渉に対応する体制を整備する。

給与の根本基準等重要な事項は法律で定めるが、団体交渉機能の発揮のため法定事項は極力縮小する。

団体交渉の対象事項は次の通りとする。

ア) 給与、勤務時間、休憩、休日および休暇に関する事項

イ) 昇職、降職、転職、免職、先任権および懲戒の基準に関する事項

ウ) 労働に関する安全、衛生および災害補償に関する事項

エ) その他、勤務条件に関する事項

なお、当局の管理および運営に関する事項は団体交渉の対象とならないが、同事項の処理によって影響を受ける勤務条件は団体交渉の対象となる。

##### (2) 団体交渉の仕組みとレベル

国家公務員の給与・勤務条件に関する事項のうち全府省に関わる事項は中央人事行政機関との団体交渉により、各府省、地方支分部局に関わる事項はそれぞれのレベルでの団体交渉により決定する。地方公務員の団体交渉についても、国と同様の考え方により設計する。なお、地方公務員の労働組合の中央組織と地方公務員の給与・勤務条件に重要な影響力を有する国の機関との協議システムを確立する。

##### (3) 労働協約の効力と公開

法律・条例の改正を必要とする労働協約または新たな資金上・予算上の措置を必要とする労働協約については、国会または地方議会において必要な措置がなされるまで効力を有しないものとする。労働協約は情報公開される。

##### (4) 争議権の付与と紛争の調整

原則として公務員に争議権を付与する。ただし、職務の性質に基づき、以下の職員については争議行為を禁止するものとする。

ア) 自衛隊員、警察官、並びに海上保安庁に勤務する職員

イ) 監獄に勤務する職員

ウ) 消防職員

エ) 裁判官および検察官

オ) 管理的職務に従事する職員

ただし、これらの職員の争議行為には刑事制裁を課さないものとする。

紛争の調整は、(6)に後述する労働委員会があつせん、調停、仲裁によることとする。

公務員の争議行為に対しては、労働関係調整法に定める争議行為制限規定を適用する。

#### (5) 労使協議制度の導入

国民のニーズに応える公務のあり方等に関して意見交換し改善を図るため、団体交渉のレベルに対応した労使協議制度を設ける。

#### (6) 労働委員会の組織と権限

公務労働に係る労使紛争の調整、不当労働行為の救済は、公・労・使の三者構成による独立行政委員会としての労働委員会の所掌とする。

この場合において、現在の中央労働委員会・地方労働委員会を活用するか、新たに公務労働委員会を別に設けるかは、さらに検討する。

### 同友会

<開かれた公務員制度の構築を(2005.5.13)> (抄)

・提言2:「閉ざされた」公務員制度を「開かれた」制度にする

4. 身分保障: 公務員の労働基本権を認め、身分保障は撤廃へ

本来、公務員の身分保障は政治などの影響から公正・中立に働くためのものだが、現在では、政府のスリム化・効率化を図る上での大きな障害となっている。自衛隊・警察等を除いて、公務員の労働基本権を付与する方向で早急に議論を開始すべきである。合わせて、公務員の身分保障の撤廃と雇用保険加入も議論すべきである。

### 日本経団連

<さらなる行政改革の推進に向けて - 国家公務員制度改革を中心に - (2005.4.19)> (抄)

#### (7) 非公務員化の推進と公務員の雇用・労働条件の在り方の検討 (一部抜粋)

公務員についても、身分・処遇を聖域視することなく、労働関連法規、労働基本権の見直し、労使関係の在り方などの課題について、その是非を含めて、抜本的かつ早急に検討する必要がある。そのためには、後述する労働界、経済界の代表などの有識者も含めた検討の場において、オープンな議論を深めるべきである。